

介護給付費等の請求について



介護給付費等の請求方法について

請求は、いずれの方法においても**毎月10日必着**です！

	伝送（インターネット）請求	電子媒体等による請求 （インターネット以外）
請求期間（時間）	毎月1日～10日 （23：59までに本会に到達）	郵送：毎月1日～10日（必着） 来会：毎月1日～10日 （17：15まで）
請求期間中の差し替え	何度でも可能	できません

《留意事項》

伝送（インターネット）請求

- ・請求ソフトの更新やパソコンの不調など、やむを得ずインターネット請求ができない場合は、光ディスク等で御請求ください。

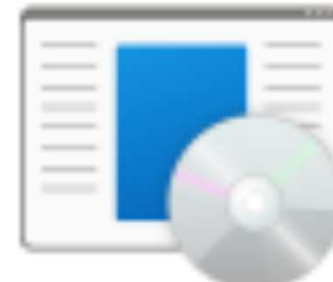
国保中央会の介護電子請求ソフトに係る操作方法等の問合せ窓口

介護電子請求ヘルプデスク TEL: 0570-059-402 FAX: 0570-059-422

E-mail: mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

電子媒体による請求

- ・ データファイルはフォルダに格納しないでください。
- ・ 郵送の場合は「電子媒体送付票」が必要です。

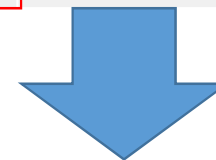


- ・ 請求データはウイルスチェックを行った上でご提出ください。

- ・ 昨今郵便物の配達が遅れております。
郵送トラブル防止のため、レターパック・書留・速達など追跡サービス付きの発送方法をお取りください。

事前チェックについて(インターネット請求事業所のみ)

請求期間									
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
事前チェックの請求期間 1~7日の間に請求したものは、7日までは事業所様で取消できます。							事前チェックの削除依頼期間 1~7日に請求したものは、連 合会に削除依頼が必要です。		



7日深夜に事前チェックの請求を締め切り、7日時点の各種台帳情報との突合や請求誤りを審査し、エラーがある場合、8日の午前中に「事前審査結果エラーリスト」を送信します。
請求内容を変更したい場合は、削除依頼期間（8~10日）の間に、削除依頼書をFAX送信するとともに、新しい請求データを送信してください。

※ファイル単位での削除となります。明細書単位では削除できませんので、御留意ください。

10日までに再送信されたデータで再度、審査を行いますので、返戻の減少に繋がります。

県内事業所のエラー（返戻）の状況

令和6年1月受付分のエラー状況

区分	受付件数	エラー件数				エラー率	
		一次	資格	上限	エラー合計		
給付管理票	221,003	200	1,434	—	1,634	0.74%	
介護給付費明細書等	827,982	622	7,663	4,954	13,239	1.60%	
受付媒体	紙	7,391	84	268	62	414	5.60%
	光ディスク等	63,028	195	1,661	354	2,210	3.51%
	伝送	757,563	343	5,734	4,538	10,615	1.40%

給付管理票と介護給付費明細書の照合によるエラーが全体の約40%を占めている状況にあります。

伝送での請求によるエラー率は、光ディスクや紙よりも低くなっています。

一次エラー	主に請求内容に係るもの
資格エラー	主に事業所・受給者台帳等の照合に係るもの
上限エラー	主に給付管理票のとの照合に係るもの

返戻（エラー）の対応方法について

これから御案内するエラーは、特にお問い合わせが多いものです。その他のエラーにつきましては、本会ホームページ「介護事業所の皆様へ」⇒「返戻等事例集」に主なエラーの原因と対応方法等を掲載しておりますので、御参照ください。

エラーコード	表示内容	エラーの原因	留意事項（※で表示）・対応方法
返 戻	査定でエラーのあるもの	請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致かつ、サービス提供体制強化加算、介護職員等特定処遇改善加算等の支給限度額管理外のサービスを含む請求がある場合にエラーとなります。	請求明細書の内容に誤りがなければ、居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう又は給付管理票の給付計画単位数の修正を行う等といったことが必要です。また、請求明細書は返戻となっているため、再請求の必要があります。※決定されている給付管理票の内容を変更する場合は「修正」で提出します。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

令和3年5月31日

事業所（保険者）番号	2870000000	令和3年5月審査分
------------	------------	-----------

事業所（保険者）名	□□介護事業所	兵庫県国民健康保険団体連合会
-----------	---------	----------------

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知ウ	請	R3.4	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻

内容・・・査定でエラーのあるもの

原因・・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

- ①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合
 - ②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合
- 対応・・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなればなりません。

※「査定でエラーのあるもの」は、令和5年10月審査以前に出力されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

令和5年11月30日

事業所（保険者）番号	2870000000	令和5年11月審査分		兵庫県国民健康保険団体連合会					
事業所（保険者）名	□□介護事業所								
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カコ 知	請	R5.10	13		4,455	C	給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください（サービス種類・計画単位数も併せて確認してください）	返戻

内容・・・給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください（サービス種類・計画単位数も併せて確認してください）

原因・・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致（請求明細書を提出した事業所番号が給付管理票に入力（記入）されていない場合）で、かつ、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合に、このエラーとなります。

対応・・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月、サービスコードや計画単位数等に誤りがなければ確認）、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、請求明細書を提出した事業所の実績を給付管理票に入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなればなりません。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

令和5年11月30日

事業所（保険者）番号	2870000000	令和5年11月審査分						兵庫県国民健康保険団体連合会		
事業所（保険者）名	□□介護事業所									
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考	
990000 △△市	0000000001 カコ 知	請	R5.10	13		4,455	C	給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください（計画単位数も併せて確認してください）	返戻	

内容・ **給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください（計画単位数も併せて確認してください）**

原因・ 請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致（請求明細書を提出した事業所番号とサービス種類コードの組み合わせが給付管理票に入力（記入）されていない場合）で、かつ、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合に、このエラーとなります。

対応・ 請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月、サービスコードや計画単位数等に誤りがなければ確認）、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、請求明細書に記載されたサービスコードに合わせた実績を給付管理票に入れる必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなればなりません。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

令和5年11月30日

事業所（保険者）番号	2870000000	令和5年11月審査分					兵庫県国民健康保険団体連合会			
事業所（保険者）名	□□介護事業所									
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考	
990000 △△市	0000000001 カコ 知	請	R5.10	13		4,455	C	給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください	返戻	

内容・・**給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください**

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致（請求明細書に記載の計画単位数または限度額管理対象単位数の小さい方の単位数が、給付管理票に記載の計画単位数を超過している場合）で、かつ、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合に、このエラーとなります。

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月、サービスコードや計画単位数等に誤りがなければ確認）、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、請求明細書に記載された計画単位数（限度額管理対象単位数）に合わせた実績を給付管理票に入れる必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

エラーコード	表示内容	エラーの原因	留意事項（※で表示）・対処方法
12PA	市町の認定変更が未決定	受給者情報の要介護認定が「変更申請中」となっている場合にエラーとなります。	保険者へ照会し、受給者情報の要介護認定が確定した情報が国保連合会へ送信（登録）済みであることを確認の上、再請求してください。
12P0	市町の認定情報が未登録（受給者情報）	給付管理票、請求明細書の保険者番号、被保険者番号の入力誤りの場合にエラーとなります。	保険者番号、被保険者番号の入力誤りがないか確認の上請求してください。 入力誤りでエラーの場合は正しい番号に修正して再請求してください。
12P4	市町の認定情報が未登録（支援事業所）	保険者が国保連合会に登録している該当の受給者の居宅支援事業所番号と請求明細書を提出した番号が異なっている場合にエラーとなります。	請求した事業所が、利用者の居宅支援事業所として、保険者に届出をしているか確認してください。届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者に照会し、保険者の国保連合会への登録が誤っていれば、保険者の修正が終了した後、再請求してください。
12Q7	無効な証記載保険者番号	間違った保険者番号で請求した場合にエラーとなります（区間異動）。	正しい保険者番号で再請求してください。 ※月途中で神戸市内を区間異動された受給者の場合、当該月末時点（異動後）の保険者番号で請求してください。 （月途中で神戸市内を区間異動された場合でも、請求明細書は分割しません。）

本会ホームページについて

(トップページ→介護事業所の皆様へ→各項目へ)

本会のホームページには、「介護給付請求の手引き」や各種届出用紙の原紙等を掲載しておりますので、請求や届出等について御不明な点がありましたら、まずホームページを御確認ください。

- 返戻等事例集→ 介護給付費請求の手引き (審査支払結果帳票の解説)
返戻原因と対処方法や、介護給付費等の取下げ (過誤) 等について解説しております。
- 審査状況提供システムについて
インターネット請求を行う場合に、利用者ごとの審査結果が分かる「事業所別審査状況一覧」を印刷できるシステム。ダウンロードしてお使いください。

・様式等ダウンロード

(1) 介護給付費等の請求及び受領に関する届

ア 法人名称、法人所在地、代表者

イ 事業所名称、事業所所在地、電話番号、FAX番号

ウ 振込口座（変更される月の前月20日までに届出を提出）

エ 請求方法

上記ア～エを変更する場合「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を本会に提出してください。

(2) 兵庫県国保連合会介護給付費等請求【電子媒体】送付票

介護給付費等の請求に係る光ディスク等を郵送する際は添付してください。

(3) 請求省令附則第五条による免除届出書

やむを得ず紙で請求する際に、持参・郵送問わず必ず添付してください。

(4) 削除等依頼書（事前チェック用）

7日以前に提出したデータを差替える際に、FAXで本会へ送信してください。
（インターネット請求事業所様に限りません。）

介護給付費等支払決定額通知書等について

介護給付費等支払決定額通知書等 (合計書を含む。)	伝送（インターネット）請求	電子媒体等による請求 (インターネット以外)
通知方法	伝送	郵送

※介護給付費等支払決定額通知書等は、事業所様の請求方法ではなく、
本会への届出内容に基づき通知方法が決定されます。

請求方法を変更する場合は、速やかに介護給付費等の請求及び受領に関する届をご提出ください。

介護をつなぐ。
心をつなげる。

ケアプラン データ連携システム



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

公益社団法人
国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、
オンラインで完結できる仕組みです。



介護分野の生産性向上を図り、いきいきと働ける職場を実現するためには、
ICTを介護現場のインフラとして活用することが重要です。

厚生労働省では、事業所間でやりとりされる情報について、
データ連携の約束事を「ケアプラン標準仕様」として定めています。

その約束事に従って、異なる介護ソフト同士でも安心してつながれる基盤として、
国民健康保険中央会は「ケアプランデータ連携システム」を提供します。

3つのメリット

🖱️ かんたん

計画書（1表、2表）や提供票データ（6表、7表）といった CSVファイルなどを、ドラッグ＆ドロップするだけで準備完了。郵送やFAXなどの送付の手間から解放。



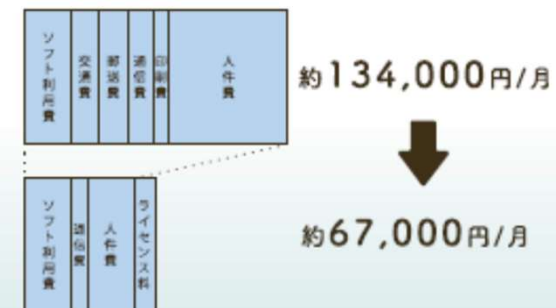
♥️ あんしん

記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。介護報酬請求で使用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。導入から運用まで、安心のサポート体制を提供。



📄 さくげん

やりとりにかかる業務時間を約 1/3 に抑えられる研究結果があります。費用については、ライセンス料 21,000 円の投資で年間約 80 万円の削減が見込めます。



（出典：令和 2 年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けた ICT の更なる活用に関する調査研究」）

推奨の言葉

「今の時代に、なくてはならないもの」だと思います。
ケアマネジャーの仕事である「モニタリング」は
人が行わなければならないものですが、もう一方の
「給付管理」は効率化が可能な事務作業です。
「給付管理」の時間を短くして、「モニタリング」に
あてれば、ケアマネジメントが非常に豊かになって
いくと思います。



国際医療福祉大学大学院
医療福祉経営専攻
石山 麗子教授



居宅介護支援事業所
株式会社トライドマネジメント
長谷川 徹代表

導入したきっかけは、スタッフの負担を減らし、
利用者さんとの時間を取ってほしかったためです。
システムの操作は、ドラッグ & ドロップと、ワン
クリックだけで利用できます。
介護業界の時代が変わる瞬間で、間違いなく
大きな手段の一つだと思います。



説明資料はこちら



ケアプランデータ連携システムについて

～システムの全体概要と機能及びシステム導入・利用サポート～

ダウンロード >

追加資料：ケアプランデータ連携システム操作マニュアル 第1.02版

ダウンロード >



NEW データ連携による費用対効果を診断 かんたんシミュレーションツール

概要資料・使いかガイド

ダウンロード >

ダウンロード(Excelファイル) >



<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>



シミュレーションツールの概要

ケアプランデータ連携システムを導入することで得られる効果を簡単に調べることができるツールをご用意しました。

たった**5つ**の数値を入力するだけで、システム導入後の費用対効果をシミュレーションできます。

※令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しているため、シミュレーション数値は主に居宅介護支援事業所における概算値となっています。

あなたの事業所について教えてください	入力欄
1. 提供票作成・共有業務を行う職員の数 ※1事業所当たりの、提供票作成・共有業務を行う職員数を入力ください	人
2. 事業所数 ※事業所番号が複数ある場合、その数を入力ください	事業所
3. 取引事業所数 ※提供票共有先の事業所数	事業所
4. 取引事業所内の、ケアプランデータ連携システムの対象となる事業所数 ※ケアプランデータ連携システムを導入（もしくは導入見込み）のある事業所数を入力ください	事業所
5. ご利用者の人数 ※「事業所数」で記入した事業所全体の利用者の人数を入力ください	人

シミュレーション結果は、概算値であり、令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しています。

結果出力のページに結果が表示されます



30秒で費用対効果を簡単診断



削減できる金額・時間が数値で見える化



事業所ごとの数値シミュレーションが可能

利用開始までの流れ

STEP 0

利用申請前の確認



データ連携する事業所とシステム導入時期を確認します



ご利用の介護ソフトがケアプラン標準仕様に
対応しているか確認します



インターネット接続できる
Windows10以上の
端末を準備します



居宅介護支援事業所と
居宅サービス事業所が
対象です

STEP 1

電子証明書の
インストール



電子証明書の有無・種類を確認
必要に応じて発行申請し
端末にインストールします

STEP 2

ケアプランデータ
連携システムの利用申請



KJではじまる14桁のIDと
有効なパスワードで
システムの利用申請を行います

STEP 3

ケアプランデータ
連携システムのインストール



ケアプランデータ連携システムを
ご利用する端末にシステムを
インストールします

STEP 4

ケアプランデータ
連携システムの利用開始



連携事業所の準備が完了後
ケアプランデータの
送受信を開始します

事前のご確認



パソコン

OS：Windows10またはWindows11（最新のWindows Updateを適用していること）
推奨モニター解像度：1366×768ピクセル以上



ソフトウェア

ブラウザ：Microsoft EdgeまたはGoogle Chrome
PDFビューアー：Adobe Acrobat Reader 推奨

よくある質問

Q. ケアプランデータ連携システムを導入するにはどのような準備が必要ですか？

A. 標準仕様に対応した介護ソフトの導入、クライアントソフトと電子証明書のインストール、システム利用申請が必要です。詳細は公式サポートサイト「ケアプランデータ連携システム導入フロー」をご参照ください。

Q. ライセンス料はいくらでしょうか？

A. 1事業所番号ごとに年間21,000円（税込）で、1年ごとに更新申請いただく必要があります。

Q. データ連携できる事業所を教えてください。

A. 福祉・保健・医療の総合情報サイト『WAM NET（ワムネット）』より検索することができます。
<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsystop>

公式サイト

詳しいご説明を掲載したサイトをご用意。
使用開始までの手順などを動画つきで解説しています。

ケアプラン
データ連携システム
ヘルプデスクサポートサイト

お知らせ一覧 介護サービス事業所の皆様へ よくあるご質問 インタビュー お問い合わせ 製品ダウンロード 検索 コンテンツ

ケアプランのやりとりを、
紙からデジタルへ。

これから導入を検討したい方
今すぐ導入の手続きをしたい方
サポートをご希望の方

詳しい資料はこちら > 製品ダウンロードはこちら > お問い合わせはこちら >

ケアプラン ヘルプデスク

検索



電話でのお問い合わせ

TEL 0120-584-708

受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く）
年末年始（12月29日～1月3日）は、お休みさせていただきます。

公式キャラクター
「ケアブー」



令和6年度介護報酬改定について

令和6年度介護報酬改定に伴い、サービスコード等が変更されます。

入力誤り、単位数や金額の計算誤りがございましたと、審査で返戻（エラー）となり、お支払ができませんので、介護給付費等を御請求の際は、請求誤りのないよう、御確認をお願いします。

インターネット請求をご利用の事業所様は、
事前チェックをご活用ください！！

請求情報等提出先及びお問い合わせ先

〒650-0021

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号（センタープラザ16階）

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護保険係

電話：078-332-5618 FAX：078-332-9520

HPアドレス：<https://www.kokuhoren-hyogo.or.jp>

